

衛生基準認定制度における評価認定委員会の審査について

平成 30 年 9 月 20 日

衛生基準認定制度における評価認定委員会の審査について、認定制度実施要綱の 3 の (8) により、次のとおり定める。

1. 評価認定委員会の審査過程における指導等について

評価認定委員会における審査の過程において、申請書類や審査項目の一部に、次に掲げる不備（容易に修正、改善できると見込まれるものに限る。）があった場合には、申請者に対して、必要な修正又は改善を指導し、その結果を確認したうえで判定することができるものとする。

- ① 書類等の不備、施設・設備の管理、リネン類の処理及び管理等の不備
- ② 隔壁等の構造、設置状況等の不備

2. 指定洗濯物の検体検査の取扱いについて

更新審査において、過去 3 年間、指定洗濯物の検体検査を概ね 6 か月に 1 度以上実施していない場合には、認定しないこととする。

なお、この取扱いは平成 31 年 10 月 1 日から実施し、平成 33 年度までは、「過去 3 年の間」を「直近 1 年間」と読み替えるものとする。

3. 審査の手順等について

評価認定委員会における審査は、従前どおり、原則として 4 回の審査及び 1 回の実地調査により行い、審査の手順等の詳細は、評価認定委員会において定めるものとする。

なお、各審査の呼称を、次のとおり改めるものとする。（カッコ内は、従前の呼称。）

- ① 第 1 次書類審査（事前書類審査）
- ② 第 2 次書類審査（書類審査）
- ③ 実地調査（実地調査）
- ④ 第 1 次認定審査（事前認定審査）
- ⑤ 第 2 次認定審査（認定審査）